

環境経営レポート

(対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

作成日 令和6年 5月7日

更新日 令和6年12月3日



公益財団法人

廃棄物・3R研究財団

Japan Waste Research Foundation

目次

1. 組織の概要	3
2. 環境経営方針	4
3. 実施体制及び関係者の役割	5
4. 環境経営目標	7
5. 環境経営目標と実績とその評価	9
6. 環境経営計画の取組結果・評価及び今後の取組	12
7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無	15
8. 代表者による全体評価と見直し・指示	15

1. 組織の概要

(1) 事業所名

公益財団法人 廃棄物・3R研究財団

(2) 代表者

理事長 梶原 成元

(3) 設立年月

平成元年 8 月 財団法人 廃棄物研究財団 設立

平成 23 年 12 月 公益財団法人 廃棄物・3R研究財団(公益法人改革により)

(4) 所在地及び連絡先

〒130-0026 東京都墨田区両国 3-25-5 JEI 両国ビル 8 階

代表電話 03-5638-7161 FAX 03-5638-7164

ホームページ <https://www.jwrf.or.jp/>

(5) 環境管理責任者及び担当者の氏名と連絡先

1) 環境管理責任者: 専務理事 宇仁菅 伸介

電話 03-5638-7161 FAX 03-5638-7164 E-mail unisuga@jwrf.or.jp

2) 担当者: 事務局長 山岸 博

電話 03-5638-7161 FAX 03-5638-7164 E-mail yamagishi@jwrf.or.jp

(6) 事業の規模

1) 職員数 49名(令和5年4月1日現在)

2) 事務所延床面積 458.2 m²(8 階 374.1 m²、3 階 84.1 m²)

(7) 事業内容

公益財団法人廃棄物・3R研究財団(以下「財団」という。)では、平成30年6月に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、公益目的事業である廃棄物・3Rに係る調査研究事業、調査研究成果の普及啓発事業及び我が国循環産業の国際展開支援事業を進めています。

(8) 事業の執行額 99.71億円(令和5年度)

(9) 認証登録対象範囲 全組織の全活動

(10) 環境経営計画の対象期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

2. 環境経営方針

＜環境経営理念＞

公益財団法人廃棄物・3R研究財団(以下「財団」という。)は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会形成の推進及び地球環境の保全に寄与することを目的にしています。

このため、関連する調査・研究事業の実施、その成果の普及や関連情報の発信、二酸化炭素排出抑制に資する技術・設備等の導入支援・我が国循環産業の国際展開事業の支援の3つの公益目的事業を進めています。

脱炭素・循環型社会の実現には、これまでの内外のあらゆる主体の取組にもかかわらず、さらなる努力が求められています。

財団は、その目的と役割を理解し、着実に公益目的事業を進めるとともに、自らの事業活動においても、脱炭素・循環型社会の実現にむけた取組の率先実行と、その活動の不断の検証による着実な取組を進めていく必要があります。

また、2015年(平成27年)の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」のうち、財団では事業の実施を通して、目標12(※1)及び目標13(※2)の達成に貢献することとします。近年、国際的な課題とされているプラスチックの環境への排出の抑制・防止にも貢献していきます。

こうした環境経営理念の下、次の基本方針に沿って、取組を進めるとともに、内部の実施体制を確立して環境経営の継続的改善を実施していくこととします。

＜基本方針＞

- (1) 業務実施における節電と省エネルギー化を進め、財団業務由来の二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化防止に努めます。
- (2) 廃棄物発生量の削減を行うとともに、分別・資源回収への参加などを通じ、資源循環の取組を進めます。
- (3) グリーン購入を推進することにより、環境配慮に努めます。
- (4) 廃棄物の処理技術やリサイクル技術の開発支援事業、補助金交付事業等を通じて、二酸化炭素排出抑制に係る事業者の取組を支援し、脱炭素社会の実現に貢献します。
- (5) 環境に関連する法規制・条例等を遵守し、環境配慮に努めます。
- (6) 定期的に開催している部門長等会議における報告、議論を行うとともに、その結果等について各部門内で情報共有を行うことなどにより、全職員にエコアクション 21 環境経営計画の周知と具体的な取組を徹底します。
- (7) 環境経営方針及び活動成果を公表します。

(※1) 目標12: 持続可能な生産消費形態を確保する

(※2) 目標13: 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

制定日 令和5年4月1日

公益財団法人廃棄物・3R研究財団

理事長 梶原 成元

3. 実施体制及び関係者の役割

環境経営計画の実施体制は下図1の、また、関係者の役割等は下表1の通りです。

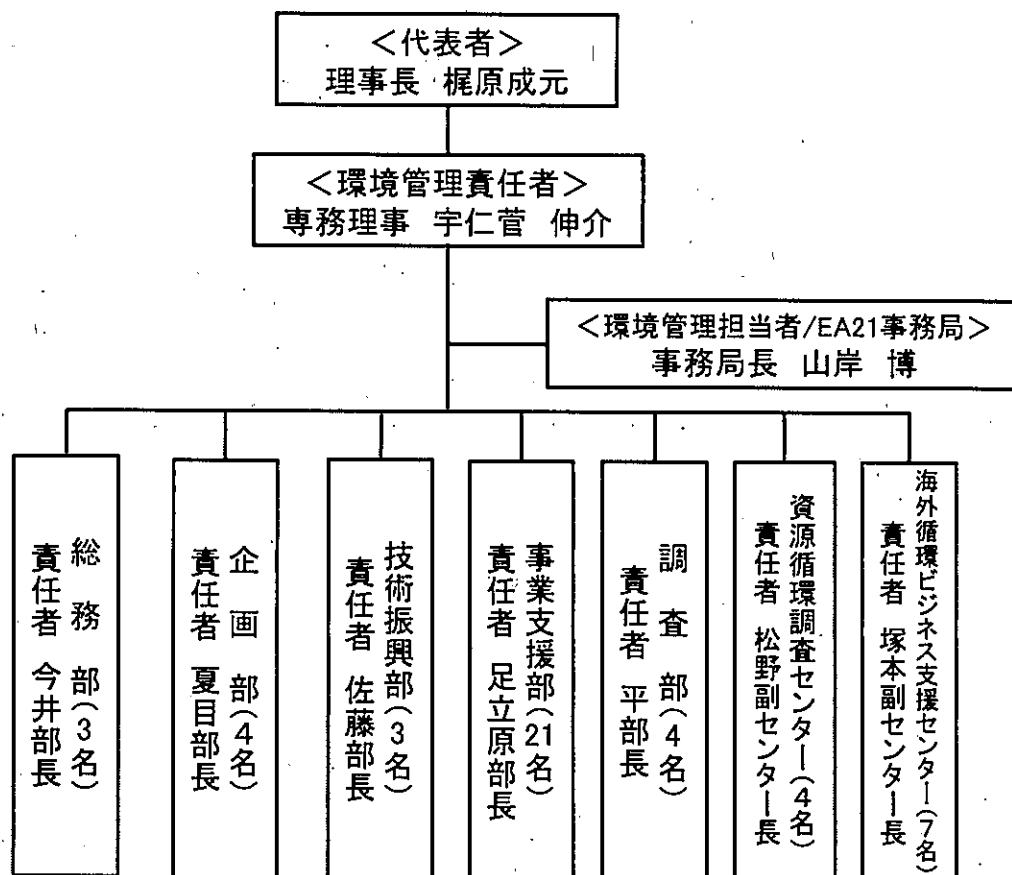


図1 環境経営計画の実施体制(令和5年4月1日現在)

表1 環境経営計画実施に係る関係者の役割等

名称	役割等
代表者	環境経営に関する総括責任 経営における課題とチャンスの明確化 環境経営方針の策定 環境経営計画実施体制の構築、環境経営資源の用意 環境管理責任者、環境管理担当者、EA21事務局の指名 環境経営計画の見直し全体の評価及び改善 環境経営委員会の招集 等
環境管理責任者	環境経営計画の構築・実施・周知 環境経営目標及び環境経営活動の取組内容の策定・周知 環境経営活動の取組状況の評価

	環境経営レポートの確認、公表 環境活動結果の代表者への報告 等
環境管理 担当者 (EA21 事務局)	エコアクション 21 推進の事務局 環境経営実績表、環境経営レポート等の作成 環境負荷低減のための環境経営活動の推進外部とのコミュニケーション窓口 取組状況(データ)の確認のフォーマット作成と取組状況の確認の頻度 等
部門責任者	自部門での環境経営活動の実施 環境経営目標等への達成状況の報告 自部門での問題点の発見・是正 等
部門担当者	自部門での環境経営目標に関する取組状況の把握、報告 自部門での環境経営目標の率先実行 自部門での問題点の発見及び解決策等の検討
全職員	環境経営方針の理解と環境への取組の重要性の自覚、取組の実践 環境経営活動への参加 等

4. 環境経営目標

自らの業務実施由来の環境負荷に係る目標として、①二酸化炭素排出量の削減、②廃棄物排出量の削減・資源循環の推進及び③グリーン購入推進の3つの目標を、また、補助金交付業務等財団が提供するサービス内容についても、その改善に係る目標を設定した(下表2参照)。

なお、財団の業務において、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の対象物質等の管理を要する化学物質は使用していない。水使用量、廃棄物排出量は別途取組内容を定め取組状況の確認を行う。

表2 環境経営目標(令和5年度～7年度)

目標	項目(単位)	責任部局	実績(基準年度) (令和4年度)	目標 令和5年度	目標 令和6年度	目標 令和7年度
I	●二酸化炭素排出量の削減 (kg-CO2/年)(※1)	総務部	18,690	18,410 (実績の1.5%減)	18,129 (実績の3.0%減)	17,849 (実績の4.5%減)
	指標:電力使用量の総量 (kWh/年)		40,898	40,285 (実績の1.5%減)	39,671 (実績の3.0%減)	39,058 (実績の4.5%減)
	参考:1人当たりの電力使用量 (kWh/人/年)(※2)		772	822	810	797
II	●廃棄物排出量の削減・資源 循環の推進	総務部	(テナントビルのためごみの排出量は把握できないが、紙使用量の削減が 直接・間接の廃棄物削減に通じることから用紙購入量を指標とする。)			
	指標:コピー用紙の購入量の合 計(枚)(※3)		323,010	318,165 (実績の1.5%減)	313,320 (実績の3.0%減)	308,475 (実績の4.5%減)
	参考:1人当たりコピー用紙購 入量(枚/人)(※3)		6,525	6,493	6,394	6,107

III	●グリーン購入の推進(※4)	総務部	コピー用紙、パイプ式ファイル、フラットファイル等の購入量が多い消耗品はグリーン購入を実施	コピー用紙、パイプ式ファイル、フラットファイル等の購入量が多い消耗品はグリーン購入を実施することに加え、パソコン、複合機等の購入、リースにおいても適合品を選択する	コピー用紙、パイプ式ファイル、フラットファイル等の購入量が多い消耗品はグリーン購入を実施することに加え、パソコン、複合機等の購入、リースにおいても適合品を選択する	コピー用紙、パイプ式ファイル、フラットファイル等の購入量が多い消耗品はグリーン購入を実施することに加え、パソコン、複合機等の購入、リースにおいても適合品を選択する
IV	●提供サービスの改善	事業支援部 調査部 海外循環ビジネス支援センター	—	イベント運営等における環境配慮。 具体的には、 ・セミナー等のイベントを通じて3R、資源循環・循環経済の推進に関する啓発普及を行う。 ・セミナー等のイベントにおいては、紙の使用量を削減する。	イベント運営等における環境配慮。 具体的には、 ・セミナー等のイベントを通じて3R、資源循環・循環経済の推進に関する啓発普及を行う。 ・セミナー等のイベントにおいては、紙の使用量を削減する。	イベント運営等における環境配慮。 具体的には、 ・セミナー等のイベントを通じて3R、資源循環・循環経済の推進に関する啓発普及を行う。 ・セミナー等のイベントにおいては、紙の使用量を削減する。

(※1)電力を購入している電力会社の当該年度の排出係数を用いて計算することとするが、令和4年度の実績値(基準年度)については、購入元の東京電力エナジーパートナー(株)の最新の排出係数である平成3年度の排出係数 0.457kg-CO₂/kWh を用いて計算した。各目標の各年度の二酸化炭素排出量も同じ係数で計算している。

(※2)実績は実際の職員数で、目標は職員数を49人(令和5年4月1日時点の数)として1人当たりの使用量を計算。

(※3)A3用紙はA4用紙2枚分として計算。

(※4)「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づく特定調達品目の購入に努める。

5. 環境経営目標と実績とその評価

令和5年4月から令和6年3月までの実績は以下のとおりである。

電力使用量については、目標値を達成できた。

コピー用紙の購入量については、目標値を下回った。打合せ等においてWeb会議システムを利用したことにより、ペーパーレス化ができたことや、不要なコピー・印刷の抑制が図られたことなどが要因と考えられる。

引き続き、目標期間中の目標が達成されるよう、さらに、確実に取組を推進することが重要である。

表3 環境経営目標と実績とその評価

目標	項目(単位)	責任部局	実績(基準値) 令和4年4月～ 令和5年3月	目標値 令和5年4月～ 令和6年3月 (基準値の1.5%減)	実績値 令和5年4月～ 令和6年3月 (目標値に対する比)	評価
I	●二酸化炭素排出量の削減 (kg-CO ₂ /年)(※1)	総務部	18,690	18,410	18,417 (100.0%)	○
	指標:電力使用量の総量 (kWh/年)		40,898	40,285	40,300 (100.0%)	○
	参考:1人当たりの電力使用 量(kWh/人/年)(※2)		772	822	822 (100.0%)	◎
II	●廃棄物排出量の削減・資 源循環の推進	総務部				—
	指標:コピー用紙の購入量 の合計(枚)(※3)		323,010	318,165	245,990 (77.3%)	◎

	参考:1人当たりコピー用紙		6,525	6,493	5,020	◎
	購入量 (枚/人)(※2)				(77.3%)	◎
Ⅲ	●グリーン購入の推進(※4)	総務部	コピー用紙、パイプ式ファイル、フラットファイル等の購入量が多い消耗品はグリーン購入を実施	コピー用紙、パイプ式ファイル、フラットファイル等の購入量が多い消耗品はグリーン購入を実施することに加え、パソコン、複合機等の購入、リースにおいても適合品を選択する	コピー用紙、パイプ式ファイル、フラットファイル等の日常的に使用する消耗品については、グリーン購入を実施するとともに、ノートパソコン(1台)の購入に際しては、グリーン購入法適合品を選択した	◎
Ⅳ	●提供サービスの改善	事業支援部 調査部 海外循環ビジネス支援センター	—	イベント運営等における環境配慮	新型コロナの状況を踏まえ、イベントはWb形式から、Webと対面のハイブリッド形式など、対面に移行しつつある中、開催されたイベントについては、運営における環境配慮に努めるとともに、参加者への周知が図られていた	◎

◎:実施できた ○:概ね実施できた △:少し実施できた ×:実施できなかった -:評価できず

(※1)電力を購入している電力会社の当該年度の排出係数を用いて計算することとするが、令和4年度の実績値(基準年度)については、購入元の東京電力エナジーパートナー(株)の最新の排出係数である平成3年度の排出係数 0.457kg-CO₂/kWh を用いて計算した。各目標の各年度の二酸化炭素排出量も同じ係数で計算している。

(※2)実績は実際の職員数で、目標は職員数を49人(令和5年4月1日時点の数)として1人当たりの使用量を計算。

(※3)A3用紙はA4用紙2枚分として計算。

(※4)「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」に基づく特定調達品目の購入に努める。

6. 環境経営計画の取組結果・評価及び今後の取組

事業活動に伴う環境負荷を可能な限り低減し、環境経営目標を達成するため、以下の環境活動に取り組んでいる。ここでは、「5. 環境経営目標と実績とその評価」に示した項目以外の環境活動内容も含め表4に示した。

部門長等会議において、取組の推進について、必要に応じて周知等を図るとともに、前目標期間中に配置した EA21 担当者により、各部門における日々の取り組み状況等を把握し、職員個々の意識の定着を図ってきた。

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「5類相当」に位置付けられ、各種の制限が緩和され、イベント、会議の開催が、徐々に、対面や Web を併用したハイブリッド形式となり、以前より資料の印刷による紙の使用量が増えたが、職員個々の意識の向上から、全体的な使用量は抑制することができた。

環境経営目標期間も2期目となり、全般的に職員個々の意識の向上は適切に図られてきたと言えるが、確実な環境目標の達成に向けて、適宜、取組状況を分析・評価し、一致団結して取組を推進していくことが肝要。

表4 環境経営目標を達成するための環境活動の内容

環境経営目標項目	環境経営取組項目	取組内容	実施状況	今後の取組
二酸化炭素排出量の削減	①不要な照明の消灯等の徹底	・昼休み時の照明の消灯 ・トイレ等未使用場所の照明の消灯 ・退社時のパソコン電源 OFF	◎	引き続き取り組みを推進
	②省エネ家電の検討	・照明LED化の検討 ・冷蔵庫の省エネ商品への買換え検討	—	照明 LED 化についてビル管理者へ働きかけるとともに、冷蔵庫は、買換え時期において適切に実施
	③空調管理の徹底	・執務室における適切な温度調整 ・扇風機併用や通風の活用 ・クールビズ、ウォームビズの励行	◎	引き続き取り組みを推進

		④勤務時間の管理	・定時退社の励行		引き続き取り組みを強化
	化石燃料使用量の削減	出張等での移動手段	・公共交通機関の利用 ・レンタカーの省エネ型自動車の利用 ・エコドライブの励行 ・同乗走行	○	会議の場やメールにより周知を図るなど、引き続き取り組みを推進
	水使用量の節減	水使用の節減	・手洗い時など、水を流したままにしない	◎	引き続き取り組みを推進
廃棄物排出量の削減・資源循環の推進	①排出量の削減	・エコバッグの使用の促進とレジ袋の辞退 ・マイボトルの使用の促進とペットボトルの使用の削減	◎	引き続き取り組みを推進	
	②分別管理の徹底	・燃えるごみ、燃えないごみ、缶等の分別排出の徹底 ・廃コピー用紙、廃雑紙、新聞・雑誌類の分別	◎	引き続き取り組みを推進	
	③紙使用の削減	・不必要なコピー、印刷の抑制 ・コピー、印刷における裏紙の使用 ・両面・集約コピー、両面・集約印刷の徹底 ・電子メディアの活用等によるペーパーレス化の促進 ・印刷前のPC画面上や複合機のフォルダー機能でのプレビュー確認の徹底による印刷ミスの抑制	◎	引き続き取り組みを推進	
グリーン購入の推進	グリーン購入等の実施	・「グリーン購入法」に基づく購入に努める ・省電力品の選択 ・エコマーク商品の選択に努める	◎	引き続き取り組みを推進	

提供サービスの改善	イベント、セミナー等における環境配慮	・3R推進全国大会及び3R推進地方セミナーや3R・資源循環推進フォーラムが主催するセミナー・発表会を通して、プラスチックや容器包装のリサイクル、資源循環・循環経済の促進に関する啓発普及を行う。 ・これらのイベント、セミナー等の実施においては、以下を実施する。 - 一省エネ、ごみの削減に協力する。 - 一紙の使用量を削減するため、参加者に紙による資料の配布を極力行わないことを基本とする。 - 一自家用車の利用による環境負荷を避けるため、なるべく駅の近く又はバス停の近くに会場を選定する。 - 一セミナー等の講師に飲み物を提供する際には、可能な限り再利用が可能なタンブラーを使用する。	◎	紙の資料配布、タンブラーの使用については、発注者の指示・指定がある場合を除き実施できた。 引き続き取り組みを推進。
-----------	--------------------	---	---	---

◎:実施できた ○:概ね実施できた △:少し実施できた ×:実施できなかった ー:評価できず

7. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果、並びに違反、訴訟などの有無

財団に適用される主な環境に関する法令と遵守事項、実施状況の評価結果は以下の通りです。

表5 関係する環境法令と遵守状況

法令名	遵守事項の概要	評価
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	環境負荷の低減に資する物品・役務の調達	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物排出抑制、適正な分別・処理等	○
地球温暖化対策の推進に関する法律	温室効果ガス排出抑制の努力、国・地方公共団体の施策に協力	○
資源の有効な利用の促進に関する法律	製品の長期使用や再生資源等の利用促進	○
特定家庭用機器再商品化法	製品の長期使用やリサイクルへの協力、料金の支払い等	○
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	廃棄時における引き取り業者等への引き渡し	○
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	プラスチック製品等の分別、再資源化及びプラスチック製品の長期使用、過剰使用の抑制等再資源化	○

なお、過去において環境関連の法令に関する違反はありません。また、関係機関からの指導、指摘等を受けたことはありません。

8. 代表者による全体評価と見直し・指示

財団は、事業の実施を通して、生活環境の保全及び公衆衛生の向上、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会形成の推進、地球環境の保全に寄与しているところですが、このような事業に携わるものとして、普段から心がけるだけでなく、内外の関係者に環境経営の意思を示すことが重要との考えから、令和2年12月に「エコアクション21」の認証・登録がなされました。その後、令和4年12月の更新審査を経て、昨年12月には、中間審査で適合が確認されたところです。

令和5年度からは、令和7年度までを環境経営目標期間とした第二期目の環境経営目標を策定し、引き続き、着実に取り組みを継続してきました。

目標期間の初年度となった令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法の「5 類相当」に位置付けられ、各種の制限が緩和されたことなどにより、通常の社会生活に戻る状況の中、環境経営方針に基づき、確実に活動、取組を進めることにより、全般的に目標を達成することができました。今後は、働き方の新しいスタイル(在宅勤務、オンライン会議の利用等)に対応しつつ、エ

コアクション21に関する活動、取組を適切かつ確実に継続していくため、引き続き、全職員の更なる意識の高揚を図りながら、環境経営に努めてまいります。

令和6年5月
理事長 梶原成元

【更新内容】

要求事項	変更の有無・内容
環境経営方針	変更あり 全体会議→部門長等会議
環境経営目標及び経営計画	「提供サービスの改善」の目標、取組内容を追加修正。
実施体制	変更なし

令和6年12月

以上